

(貸借対照表の注記)

- 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式および関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等(国内株式は3月中の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 残存年数10年以下の個人保険・個人年金保険、残存年数10年超40年以下の個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、拋外型企業年金保険(ただし一部保険種類を除く)の小区分に対応した円貨建債券のうち、デュレーション・コントロールを目的として保有するものについて「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。責任準備金対応債券の当年度末における貸借対照表計上額は、4,796,242百万円、時価は4,888,316百万円であります。
- 4 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- 5 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日
 - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 31,198百万円
- 6 有形固定資産の減価償却の方法は、建物(建物附属設備、構築物は除く)については定額法により、建物以外については定率法によっております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。有形固定資産の減価償却累計額は、573,047百万円であります。
- 7 外貨建資産・負債(子会社および関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- 8 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,606百万円であります。

9 平成12年8月に実施した住宅ローンの証券化等（当年度末の原債権残高85,857百万円）に伴い、当社が保有する受益権（25,874百万円）については、信託貸付金として貸借対照表に表示しております。なお、貸倒引当金については、現存する原債権残高の総額を対象として算定しております。

10 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ	退職給付債務	626,629百万円
ロ	年金資産	107,256百万円
ハ	未積立退職給付債務（イ+ロ）	519,372百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	74,245百万円
ホ	未認識過去勤務債務	21,505百万円
ヘ	貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	466,632百万円
ト	前払年金費用	-
チ	退職給付引当金（ヘ-ト）	466,632百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ	割引率	1.7%
ハ	期待運用収益率	1.7%
ニ	数理計算上の差異の処理年数	翌年度より7年
ホ	過去勤務債務の額の処理年数	7年

11 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、時価のない有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

12 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき、株式等の帳簿価額を基準として算出した金額を計上しております。

13 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

14 ヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日）に従い、主に、一般貸付の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建一般貸付、外貨建定期預金については為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動または時価変動を比較する比率分析によっております。

15 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対

象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

16 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(1)標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(2)標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

17 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアは、利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

18 従来、役員退任慰労金は支出時の費用として処理してはりましたが、役員退任慰労金制度を廃止し、平成18年3月期に係る定時総代会の日をもって打ち切り支給すること(ただし、支給の時期は退任時)を決定したことにより、当該金額については役員退任慰労引当金として計上する方法へ変更いたしました。この変更により、当年度の発生額141百万円は事業費に計上し、過年度発生額1,720百万円は特別損失に計上しています。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益は141百万円、税引前当期純剰余は1,862百万円それぞれ減少しております。

19 保険金等支払引当金は、請求勧奨により発生する可能性のある保険金等の追加支払いに備えるため、特定疾病保険金および通院給付金等について、すでに行った請求勧奨の実績に基づき、将来発生する保険金等の追加支払見込額を計上しております。

20 現在当社では、請求勧奨により追加で保険金等の支払いを行う可能性がある事案の調査および請求勧奨を実施しております。請求勧奨により追加で保険金等の支払いを行う可能性がある事案の調査が終了し、すでに請求勧奨を始めている特定疾病保険金および通院給付金等については、請求勧奨の実績に基づき将来の追加支払見込額を保険金等支払引当金として計上しておりますが、その他の支払事由については調査を継続中であり、追加支払額の算定は困難であります。

21 当年度より、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号 平成18年3月30日)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、その他有価証券評価差額金は215百万円増加し、繰延税金負債は121百万円増加しております。また、経常利益および税引前当期純剰余は423百万円それぞれ減少しております。

22 当年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、2,880,114百万円であります。

23 保険業法施行規則別紙様式が改正(平成18年4月27日内閣府令第59号)されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1)前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。

(2)前年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は99,454百万円であります。

(3)前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

24 負債の部における社債は、従来は社債金額を計上してはりましたが、当年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日企業会計基準委員会)に基づき、社債発行差金を控除した額を計上しております。なお、社債から控除した社債発行差金の金額は、17百万円であります。

25 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、708,016百万円であります。

- 2 6 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、18,883百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- 貸付金のうち、破綻先債権額は4,022百万円、延滞債権額は11,725百万円、3カ月以上延滞債権額は1,539百万円、貸付条件緩和債権額は1,595百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- 8にあげた取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は4,494百万円、延滞債権額は3,111百万円それぞれ減少しております。
- 2 7 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、1,766,012百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
- 2 8 子会社等に対する金銭債権の総額は865百万円、金銭債務の総額は5,178百万円であります。
- 2 9 繰延税金資産の総額は、647,382百万円、繰延税金負債の総額は、1,290,902百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、14,336百万円であります。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金368,515百万円、退職給付引当金168,314百万円、価格変動準備金74,828百万円および貸倒引当金5,695百万円であります。
- 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金1,268,814百万円であります。
- なお、繰延税金負債は繰延税金資産を控除した金額にて計上しております。
- 当年度における法定実効税率は36.07%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主なものは、社員配当準備金19.89%であります。
- 3 0 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があります。
- 3 1 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。
- | | |
|--------------|------------|
| 前年度末現在高 | 372,182百万円 |
| 前年度剰余金よりの繰入額 | 112,247百万円 |
| 当年度社員配当金支払額 | 137,814百万円 |
| 利息による増加等 | 11,554百万円 |
| 当年度末現在高 | 358,170百万円 |
- 3 2 子会社等の株式等は、33,466百万円であります。
- 3 3 担保に供されている資産の額は、有価証券46,079百万円、預貯金86百万円であります。また、担保付き債務の額は46百万円であります。
- 3 4 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額はありません。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は0百万円であります。
- 3 5 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,254,245百万円であります。

- 3 6 保険業法第60条の規定により基金を60,000百万円新たに募集いたしました。
- 3 7 基金30,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 3 8 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、20,538百万円であります。
- 3 9 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。
- 4 0 負債の部の社債59,007百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債(外貨額499百万米ドル)であります。
- 4 1 外貨建資産の額は、5,211,905百万円であります。(主な外貨額23,200百万米ドル、10,809百万ユーロ)
- 4 2 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,658百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
- 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、65,285百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。